

射水市女性等の多様な働き方支援業務委託仕様書

1 業務名

射水市女性等の多様な働き方支援業務委託

2 目的等

本事業は、女性をはじめとした育児等で時間に制約のある市民（以下、「女性等」という。）への在宅ワークや短時間の就労等、多様な働き方を応援するため、市内企業に対しては業務の切り出しや外注化の支援、また、就労を希望する女性等に対しては、ビジネスに必要なスキル習得の支援を行うことにより両者のマッチングを図る。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

4 業務内容

(1) 市内企業へのヒアリング調査の実施

人手が不足している市内企業に対して、在宅ワーカー制度を周知するとともにヒアリング調査により、業務の切り出し及び外注化の可能性を調査する。

①調査企業数 15社程度

②実施時期 令和7年8月～9月頃

③対象企業 射水市内に本社又は主たる事務所のある企業

④その他 後述の「5(2)市内企業への周知及びヒアリング調査における体制の整備」を踏まえ、ヒアリングにより市内企業における在宅ワーカーの活用実態や活用するための条件等を把握、整理すること。また、市内企業に対して在宅ワーカー制度を周知し、本仕様書4(3)において、業務を発注する企業の新規獲得を図ること。

(2) スキルアップ講座の実施

働く意欲はあるものの、家庭の事情等を理由に就業機会に恵まれない女性等に対し、必要とされるWEB関連等の基礎スキルやデジタルツールの習得を支援することにより、在宅ワークや多様な働き方に向けた支援を推進する。

①開催時期 令和7年9月～12月頃

②開催回数 1講座以上、全6回程度

③定員 30名程度

④対象者 在宅ワークに興味のある射水市在住の女性等

⑤開催場所 射水市内

⑥内容

- ・受講者が在宅ワークを開始するための実務的な知識やスキルを身に付けるためトレーニングを行うこと。
- ・受講者が4(1)で把握した企業のニーズを満たすスキルを身に

付ける内容とすること。

- ・提案内容と4（1）で把握した企業ニーズに齟齬がある場合は、市と協議の上、適宜講座内容を修正すること。

<講座内容の一例>

ア 画像編集・撮影・ECサイト運営

イ SNS・ライティング

ウ 動画配信・編集

- ・受講者に対して、毎回課題の提出を求め、提出内容についてフィードバックを行うこと。
- ・受講者に対して、講座時間のほかに自宅学習を促し、確実なスキルの習得につなげること。

- ⑦その他
- ・実施にあたっては、コーディネーターが随時受講者からの相談に応じる体制を構築すること。
 - ・開催方法は後述の「5（4）オンラインによるフォロー体制の整備」を踏まえ、オンラインと対面を組み合わせた形とし、受講者の利便性と学習意欲向上を両立させる方法を模索すること。
 - ・実施にあたっては、育児等による時間的制約のある女性等が円滑に受講できるよう、託児や子どもの見守り等、効果的な措置を講じること。
 - ・受講者に対して、4（3）チャレンジジョブ（試し働き）に少なくとも1回は取り組むことができるよう配慮すること。

（3）チャレンジジョブ（試し働き）の実施

市内企業から外注化された業務をチャレンジジョブとして実施することで、受講者に就業のきっかけを提供する。また、人材不足解消や人材マッチングにつながるよう、チャレンジジョブの従事者と企業とを仲介する。

① 従事希望者の登録及び説明会の開催

- ・本事業への従事を希望する女性等に対し、事業の概要を説明する説明会等を開催すること。
- ・従事希望者のスキルを把握するための面談等を実施するとともに、従事希望者の情報を登録することにより、業務とマッチングできる連絡体制を整備すること。

② 企業からの請負業務と意欲のある者とのつなぎ

- ・市内企業に対して業務の切り出しを働きかけるとともに、企業から請け負った業務について、意欲のある従事希望者とのマッチングを図ること。
- ・切り出す業務は主にPCを用いた業務（Word、Excel等を含む）とし、在宅や受託者が用意したワーキングスペースにて行うものとするが、従事者と企業の合意があればそれ以外の方法でも差し支えないこととする。

ア 企業との調整及び契約

市内企業から業務を請け負うにあたり必要な調整を行うとともに、業務請負に係る契約を発注企業と受託者との間で締結すること。なお、企業と従事者双方の合意により、企業と従事者間で契約を締結する場合は、従事者の求めに応じて支援すること。

イ 請負業務の従事者募集及び指揮監督

請負業務の従事者は、本事業の登録者の中から受託者が募集することとし、業務の指揮監督、納品の補助等を行うこと。また、別紙「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン（厚生労働省発行）」に従い、適正な手続きにより参加者に業務を引き継ぐこと。

ウ 働く環境の確保

育児等による時間的制約のある女性等が円滑に実施できるよう、ワーキングスペースの提供や子どもの見守り等、効果的な措置を提案すること。

エ 実施状況の管理

請負業務の内容や発注企業、請負業務の従事者の氏名、住所、年齢等、必要な名簿やデータを、市と随時共有すること。

③ 進捗状況等の共有

- ・市に対して、月1回程度、進捗状況等の共有を行うこと。

5 事業実施体制

(1) コーディネーターの配置

本事業を円滑かつ効果的に進めるために業務を統括するコーディネーターを配置し、以下の業務を行うこと。

- ・業務内容の立案、計画及び実施
- ・市との連絡調整
- ・その他業務の円滑かつ効果的な遂行に関わること

(2) 市内企業へのヒアリング調査等における体制の整備

ヒアリング調査や業務の切り出し等を市内企業に訪問して実施するにあたり、対象企業の決定やアポイントメント、業務に係る資料作成等、体制を整備すること。

(3) 講座等における機器等の手配

講座等を実施するにあたり必要な機器、ソフトウェア及び教材等（オンライン開催に必要な Web 会議システム等を含む）を用意すること。

(4) オンラインによるフォロー体制の整備

講座等を実施するにあたり、育児や介護、仕事等で時間に制約のある女性等への対応として、オンラインによるフォロー体制（動画掲載やオンライン開催）を整備すること。

(5) 全事業に付随するその他の業務

企画からスケジュール調整、受講者の募集・広報、講師の手配、関係機関等

との連絡調整および当日の進行管理や会場運営のすべての業務を担当すること。

6 その他

- ・実施内容について、事業効果の拡大が見込まれる場合は、内容に対する変更提案を受け付ける。
- ・事業の効率的な実施、事業目的の達成及び成果の最大化のために委託金額内で上記以外に追加提案できることがあれば、具体的に記載すること。なお、事業期間は2年間の想定し、2年目の事業内容も追加提案に含める。
- ・受託者は、市が行う本業務の周知に協力すること。

7 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、担当者及び責任者を明らかにすること。

8 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に市に報告し、承諾を得たときはこの限りではない。

9 個人情報の保護

(1) 守秘義務等について

受託事業者は、委託業務の遂行上知り得た情報を受託業務遂行の目的以外に使用、または第三者に提供してはならない。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ① 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託事業者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託事業者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託事業者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- ② 受託事業者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、市に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- ③ 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は市に帰属するものとし、市の指示に従い提供を行うこと。

10 留意事項

- ・事業の実施においては、市に対して緊密に進捗状況等を報告、確認し、市の指示のもと必要に応じた修正を随時行うこと。
- ・本仕様書4(2)⑥における課題に対する受講者の作成物及び本仕様書4(3)②イにおける成果物を除き、本業務の実施にあたり制作された印刷物や記録等

の著作権は市に帰属するものとする。

- 本業務にあたり使用するデータ等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- 受託者は、本業務上知り得た企業内密情報を他に漏らしてはならない。
- 業務の遂行にあたっては、市との連絡を密にし、疑義が生じた場合には協議し決定すること。
- 本業務の実施にあたっては、本仕様書、企画提案書その他関連法令及び通達等を遵守するものとする。